

宮崎県自動車産業振興会規約

(名 称)

第1条 この会は、宮崎県自動車産業振興会（以下「振興会」という。）と称す

(目 的)

第2条 振興会は、宮崎県内の自動車関連企業の有機的なネットワークの形成や関連施策情報の共有化等を図ることによって、自動車産業への新規参入や高度な技術力の集積、受発注機会の拡大を促進し、もって宮崎県における自動車産業の振興を図ることを目的とする。

(事 業)

第3条 振興会は、第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 受発注促進、取引拡大に関する事業
- (2) 生産管理、製品管理、品質管理等、企業力向上に関する事業
- (3) 情報収集及び提供
- (4) 会員相互の情報交換、連携の促進
- (5) 前各号に掲げるものの他、振興会の目的を達成するために必要な事業

(会 員)

第4条 振興会の会員は、正会員及び支援会員とする。

- (1) 正会員 宮崎県内において製造業及びこれに関連する事業を営み、かつ、振興会の目的に賛同する法人及び個人
- (2) 支援会員 振興会の目的に賛同し、振興会の活動を支援する法人、団体及び個人

(会 費)

第5条 正会員は、会費として年間1万円を納入しなければならない。

2 振込により納入する場合の振込手数料は、正会員の負担とする。

(入会及び退会)

第6条 入会を希望する企業等は、入会申込書（別記様式第1号）を会長に提出しなければならない。

2 会員は、退会しようとする時は、退会届（別記様式第2号）を会長に提出しなければならない。

(役 員)

第7条 振興会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 3人以内

(3) 幹事 6人以内

(4) 監事 1人

2 役員は、会員の中から総会において選任する。

(職 務)

第8条 会長は、振興会を代表し、業務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し会長が欠けたとき、又は会長に事故あるときは、あらかじめ会長が定めた順序に従い、その職務を代行する。

3 監事は、振興会の業務を監査する。

(任 期)

第9条 役員の任期は2年とする。ただし、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

2 任期途中において就任した役員の任期は前任者の残任期間とする。

3 役員は再任を妨げない。

(報 酬)

第10条 無報酬とする。

(顧 問)

第11条 振興会に顧問をおくことができる。

2 顧問は会長が委嘱する。

3 顧問は振興会の運営に関する重要な事項について、専門的な見地から意見を述べることができる。

4 顧問の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(総 会)

第12条 総会は、会の事業及び運営に関する次の事項を審議する。

(1) 会則の改廃

(2) 事業計画及び事業報告の承認

(3) その他、振興会の事業運営に関する重要事項

2 総会は、会員をもって構成する。

3 総会は、年1回通常総会を開催する。ただし、会長が必要と認めたときは、臨時総会を開催することができる。

4 総会は、会長が招集し、会長が議長となる。なお、会長が必要と認める時は、会員に対し書面により賛否を求め、その回答をもって議決に代えることができる。

5 総会は、会員の過半数の出席（委任状を提出した上で欠席の場合を含む）により成立し、議事は出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(役員会)

第13条 役員会は、第7条に規定する役員で構成し、振興会の運営及び事業の執行に関しての助言を行う。

(事務局)

第14条 振興会の事務局は、宮崎県商工観光労働部企業振興課先端技術産業推進室内に置く。

(収入)

第15条 振興会の経費は次に掲げる収入をもって充てる。

- (1) 会費
- (2) 負担金
- (3) その他の収入

2 振興会が行う事業のうち、特定の会員を対象としたものについては、当該会員は必要経費の一部を負担するものとする。

(会計年度)

第16条 振興会の会計年度は毎年4月1日から始まり翌年3月31日に終わる。

2 前項の規定にかかわらず、振興会が設立された年度の会計年度は、振興会設立の日から始まるものとする。

(その他)

第17条 この規約に定めるもののほか、振興会の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この規約は、平成18年10月31日から施行する。

附 則

この規約は、平成19年7月24日より施行する。

附 則

この規約は、平成20年7月18日より施行する。

附 則

この規約は、平成23年4月1日より施行する。

附 則

この規約は、平成25年4月1日より施行する。

附 則

この規約は、令和7年7月11日より施行する。